

## 出荷奨励金取扱要綱

平成1年3月20日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、卸売業者が出荷者に対して交付する出荷奨励金について、防府市公設青果物地方卸売市場業務条例（昭和63年防府市条例第10号）第57条第1項及び同施行規則（昭和63年防府市規則第15号）第65条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において出荷奨励金とは、卸売業者が安定的供給の確保を図るため、出荷の奨励等の目的をもって、出荷者又はその組織する団体に対して支出する交付金をいう。

(年間支出限度額)

第3条 卸売業者が出荷奨励金として支出する限度額は、前年度の総取扱金額の1000分の5の範囲内で市長が認めた額とする。

(出荷奨励金の区分及び交付率)

第4条 出荷奨励金の区分、交付率等は、次のとおりとする。

(1) 出荷奨励金（特別出荷奨励金を除く。）

ア 協同選別により協同出荷を行う生産者団体であつて、規格包装が統一された物品を継続的かつ計画的に大量出荷するものについては、出荷額に次の交付率を乗じた額とする。

(ア) 野菜 1000分の17以内

(イ) 果実 1000分の10以内

イ 生産者団体以外の出荷団体で、規格化された物品を大量かつ計画的に出荷するものについては、規格化の程度等が類似した生産者団体の交付率を考慮して調整するものとする。

(2) 特別出荷奨励金

特別出荷奨励金として交付できる出荷奨励金は、次の(ア)及び(イ)に掲げるものとし、その交付は、年間支出限度額に余裕がある場合に、市長の承認により支出できるものとする。

(ア) 全国農業協同組合連合会及び日本園芸農業協同組合連合会に

交付する特別の交付金

(イ) 出荷者に対する災害見舞金、需要増進事業費、選別場助成金その他の特別の交付金

2 個人出荷については、原則として交付の対象としない。

(報告)

第5条 卸売業者は、毎月10日までに前月における出荷奨励金の交付状況について、出荷奨励金交付状況報告書（規則第49号様式）に出荷奨励金交付明細書（第1号様式）を添付して、市長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の規定による知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

